

# 食品安全委員会第98回会合議事録

1. 日時 平成17年6月9日(木) 14:00 ~ 14:36

2. 場所 食品安全委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 2品目

鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)

混合生ワクチン(パラコックス-5)

ブラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤

(水産用ベネサール、ハダクリーン)

(農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダ

トキシイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 混合不活化

ワクチン ME)に係る食品健康影響評価について

(3) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(厚生労働省からの報告)

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(5月分)

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 境薬事・飼料安全室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長  
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

## 5. 配布資料

- 資料 1 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 2 動物用医薬品の輸入の承認について
- 資料 1 - 3 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要
- 資料 2 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研 ARBP 混合不活化ワクチン ME）に係る食品健康影響評価について
- 資料 3 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について
- 資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（5月分）

## 6. 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第98回会合を開催いたします。

本日は、7名の委員、全員が出席でございます。

また、本日は厚生労働省から松本大臣官房参事官に、農林水産省から境薬事・飼料安全室長に御出席をお願いしております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第98回会合）議事次第」がございますので御覧ください。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「動物用医薬品の輸入の承認について」。

資料 1 - 3 が「再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」。

資料 2 が「豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン（日生研 ARBP 混合不活化ワクチン ME）に係る食品健康影響評価について」。

資料 3 が「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」。

資料 4 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（5月分）」であります。

皆さん、お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意

見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料 1 - 1 にありますように、6 月 7 日付けで農林水産大臣から食品健康影響評価の要請がありました動物用医薬品 2 品目について、農林水産省から説明があります。農林水産省の境薬事・飼料安全室長よろしくお願いいたします。どうも御苦労様でございます。

境薬事・飼料安全室長 それでは、資料 1 - 1 にございますように、今回食品健康影響評価をお願いいたしますのは、2 品目でございます。

1の方が、薬事法第 14 条の輸入承認に係るものでございまして、鶏コクシジウム感染症混合生ワクチン（パラコックス - 5）でございます。

2番目が、薬事法第 14 条の 4 によります医薬品の再審査ということで、すずき目魚用寄生虫駆除剤（水産用ベネサル、ハダクリーン）という 2 品目でございます。同じ成分でございます。

この 2 つの医薬品につきまして、食品健康影響評価をお願いすることになっております。

資料 1 - 2 と 1 - 3 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず資料 1 - 2 が輸入の承認に当たりまして、御意見を聴取させていただきます動物用医薬品の概要でございまして、鶏コクシジウム感染症、これは「主成分」にございますように、4 つ書いてありますが、実は 5 株入っておりまして、混合生ワクチンでございます。「主成分」はアイメリア・アセルプリナ、テネラ、マキシマ、これが 2 株入っております。それからミチス、これの弱毒オーシストが有効成分になっております。

「対象動物」は鶏でございまして「用法及び用量」は、餌付け時の平飼いブロイラーを対象としまして、本剤を餌付け用の飼料に均一に混合して 1 回投与すると。

具体的には、1 羽当たり本剤 0.004 ml、1,000 羽で 4 ml でございます。これを餌付け用の飼料約 2 ~ 5 g に均一に混合して投与すると。ヒナが混合飼料を摂取したことを確認した後に、通常の餌付け用飼料を給与するというものでございます。

この疾病は、人獣共通感染症ではございませんで、アイメリアは種主特異性が高く、鶏のみ感染するというものでございます。

「効能又は効果」は、鶏コクシジウム症の発症抑制というものでございます。

本剤につきましては、既に薬事・食品衛生審議会の「動物用医薬品等部会」の審議は終了しております。

続きまして、資料 1 - 3 でございますけれども、再審査に当たりまして、御意見を聴取する動物用医薬品の概要でございます。

プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤でございます。これは、既に犬、猫の糸虫駆除剤としても使われております。

「主成分」はプラジクアンテルでございますして「対象動物」はブリとかカンパチといったすずき目魚類でございます。

「用法及び用量」は魚の体重 1 kg 当たり 1 日量をプラジクアンテルとしまして、150 mg を水産用の展着剤もしくは展着剤を含有した養魚用配合飼料と混合いたしまして、飼料中に均一となるように添加し、3 日間経口投与するというものでございます。

展着剤としては、海草粉末などが使われるというふうに聞いております。

「効能又は効果」としましては、すずき目魚類の体表に寄生するハダムシの駆除でございます。

本剤につきましては、再審査ということで、先ほどの犬、猫の糸虫駆除剤でございますして、効能追加ということで、再審査期間が 2 年ということになっております。その間に特に有効性、安全性についての問題はなかったということで、これにつきましても「薬事・食品衛生審議会」の審議は終了しております。

申し遅れましたけれども、休薬期間は 10 日間ということになっておるものでございます。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは質問などございませんでしょうか。

中村委員 内容よりも手続として「薬事・食品衛生審議会」の評価はもう終わっているわけですね。今までも、そういうのをまた食品安全委員会に評価を依頼されたようなことがございましたか。

境薬事・飼料安全室長 今回の御質問は、以前も委員長から御質問がございまして、実は資料 1 - 1 にございますように、一番上に書いてございますが、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号の規定に基づきまして、薬事法上承認をする場合、再審査を行う場合、再評価を行う場合、使用規制とって食品に医薬が残留しないように使用規制がかかっている医薬品があるわけですが、その対象動物を変更する場合、これにつきましては、法的に「食品安全委員会」に意見を聞かなければいけないということになっておりますので「薬事・食品衛生審議会」の審議とは別に評価をお願いしているわけでございます。

寺田委員長 どうぞ。

村上評価課長 役割分担としては、有効性について「動物用医薬品等部会」で、最終的に安全性の確認はこちらがやるということになっております。

寺田委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

本間委員 2 番目だったかと思いますが、プラジクアンテルというのは、既にほかの家畜が何かで使われているということでございますか。

境薬事・飼料安全室長 犬、猫の条虫駆除剤でございます。

本間委員 これは、許可されてから、どのくらいの期間が既に過ぎているんですか。

境薬事・飼料安全室長 犬、猫の条虫駆除剤は、既に再審査も終了しておりますので、少なくとも6年以上前には承認されているものでございます。

寺田委員長 よろしいですか。

ちょっと一般的な話なんですけど、これは犬、猫に使われていたわけですね。今度は魚に使うわけですね。休薬期間はそれでいいんですけども、水槽の中に入れますね。水槽の中に入れて、薬をまくわけですね。そうすると、その後、洗うとか、そういうことをやはりやらないといけないんですか。全く素人の質問ですけども、犬、猫とはちょっと感じが変るような感じがするんですけども、何かそういうことはあるんですか。

境薬事・飼料安全室長 プラジクアンテルは、先ほど展着剤にくっ付けてという、海草粉末なんかにしみ込ませて、通常、魚のえさはモイストペレットか固形飼料ということになりますので、それにくっ付いた形で与えることになります。それを魚が浮いているのを食べるという形になってまいります。

寺田委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにありますか。

それでは、本件につきましては、私どもの「動物用医薬品専門調査会」で審議することといたします。

ありがとうございました。

ちょっと今これを見ている間に思い出したんですが、資料1-1の「(参考)」というところで、案件の処理状況がずっと出ていますね。

これでもわかるんですけども、3か月か4か月ほど前にもう少しわかるような形で、何かまとめるというようにお願いして、しますと言ったけれども、あの話はどうなりましたか。これは、数が多いので、何件やって、どれくらいだという表みたいにしてもらったら、このアクティビティーがわかるかというのは、これはもうちょっと後でやられるんですかね。

小木津総務課長 はい。

寺田委員長 わかりました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

動物用医薬品豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合ワクチンに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集

の手続が終了していますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明をいたしますが、先ほどの議題のときに、ちょっと私も言葉足らずだったと思いますけれども、食品健康影響評価については「食品安全委員会」が責任持つということになっておりまして、安全性といっても動物に対する安全性、その他については農林水産省さんが責任をとっていただけるということになっております。

寺田委員長 どうもありがとうございます。

村上評価課長 それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本品につきましては、既に意見・情報の募集をする前に一度御説明をしておりますので、かいつまんで御説明をさせていただきますが、本品は不活化ワクチンの一種でございます。豚ボルデテラ・ブロンキセプチカという菌の感染症に対する菌体を不活化したワクチンと、パストレラ・ムルトシダのトキソイドを不活化して、その2つを混合してワクチンとして用いるというものでございます。

1ページの下の方に書いてございますけれども、それぞれの病原菌については、ヒトに対する直接的な病原性の検討は行われていないんですけれども、いずれにしても本品は、不活化をされておりますので、感染力は有しないという意味で、安全性は確保されているだろうというような基本的な考え方に基づいて評価が行われました。

添付されております製剤をつくる際に添加されております添加剤についても、問題ないだろうという判断で、食品健康影響評価の結果といたしましては、2ページの下のところでございますように「上記のように、当ワクチンの主剤は国内で分離されたB bの培養液及びP mの培養菌体破砕液をクロマトグラフィーにより精製したP m毒素をホルムアルデヒドで不活化させたものである。このように主剤は生菌体を含まず、かつ毒素も不活化処理されていることから、主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる」という結論になっておりまして、添加剤についても、含有成分の摂取による健康影響評価は無視できると考えられるということになっているものであります。

結論としては、3ページの方になりますけれども、このことからということで始まりまず最後の段落がございますが「当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」という結論になったものでございます。

この健康影響評価の案につきまして、本年5月6日から6月2日まで御意見・情報の募集をさせていただきましたけれども、1通の御意見がございましたが、今般の意見募集は、このワクチンについて御意見ということではありませんでしたので、専門調査会では当初

の食品健康影響評価の案を変更する必要はないという御判断になりまして、6月8日付けで専門調査会の座長より「食品安全委員会」委員長あてに報告書が提出されたものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは質問ございますでしょうか。ありませんですね。

それでは、本件につきましては「動物用医薬品専門調査会」におけるものと同じ結論になりますが、「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」ということで、よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」厚生労働省から報告がございます。厚生労働省の松本大臣官房参事官、よろしくお願いいたします。御苦労様でございます。

松本大臣官房参事官 去る6月2日と6月6日に「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」で、6月2日に19頭目、6月6日に20頭目のBSE感染牛であるとの結論を得ましたので、御報告申し上げます。

資料3の1枚目が19頭目のものです。

処理されたのは、本年5月31日で、ホルスタインの雌、月齢が109か月です。

飼育地は、北海道野付郡別海町という北海道の東の方で、知床と根室のちょうど間、町1つで四国4県に匹敵するという、非常に広い町です。

スクリーニング検査実施機関は、北海道釧路保健福祉事務所保健福祉部で、釧路のと畜場に持ち込まれた牛が検査対象です。

確認検査実施機関は、北海道大学及び帯広畜産大学です。

1枚おめくりいただきまして、これが北海道大学で確認されました19例目のBSE感染牛のウエスタンプロットの結果です。

上に番号を振っておりますけれども、1、2、3はマウスのプリオンです。

4、5が検体で、これは持ち込まれた検体を北大で調製したものです。

6、7の検体は、エライザ法でスクリーニング検査をやりますが、そのために調製したものを、検査所から北大に送ることになっており、それを調べたものです。

8、9は、英国のBSE牛のマーカーです。

御覧のように、3本のバンドがあることで、BSE陽性と判断されました。

もう一枚おめくりいただきまして、これが19例目の病理所見です。部位は、延髄の迷走

神経背側核ということです。

左がヘマトキシリン・エオジン染色です。空胞のように見えるところもありますが、これはアーティファクトであろうということで、空胞とは認められないことから病理組織学的検査では陰性との判断です。

一方、抗体 B103 を使いました免疫組織学的検査ですと、下の強拡大の写真で、茶褐色がありますけれども、これが異常プリオンで、免疫組織学的検査については、陽性と判断されたということです。

もう一枚おめくりいただきまして、これが 20 例目です。

処理されたのは 6 月 3 日で、これもホルスタインの雌です。

月齢は、57 か月です。

飼育地は、北海道河東郡鹿追町、帯広市の北西部です。

スクリーニング検査実施機関は、北海道帯広食肉衛生検査所です。

確認検査実施機関は、北海道大学と帯広畜産大学です。

1 枚おめくりいただきまして、これが 20 例目の B S E 感染牛のウエスタンプロットの結果であります。4、5、6、7 が検体であります。3 本のバンドがあるところで、陽性と判断されたものです。

もう一枚おめくりいただきまして、20 例目の病理組織学的検査であります、左が病理組織学検査のヘマトキシリン・エオジン染色のもので空胞は認められず、こちらは陰性との判断です。

一方、右の免疫組織学的検査は、茶褐色に異常プリオンが染まっており、陽性と判断がされました。

その次をめくっていただきますと、これまでに B S E 感染牛と確認されたものの一覧表です。20 例目が出ましたので、それぞれ 10 例ずつ、第 1 例目から始まりまして、20 例目までです。

2 枚目の 19、20 が本日説明したものです。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問なり、何かございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

何回も面倒くさいことばかり言いましたが、大体こういうふうにつくっていただいて、あとは記録を残していただければ、私は本当にいいと思います。どんどん出たら大変ですがけれども、典型的な例は、一々全部出してもらうのではなくて、ある期間期間ぐらいでま

とめて、そういうことでいかがでございましょうか。よろしいですか。

繰り返しになりますけれども、材料の保存と、できる限りある段階におきまして、日本の結果をレフリーのある論文に、国際的に通用する雑誌に論文として出していただくように、何も厚生労働省に言っているわけではなくて、厚生労働省が管轄しているところでやっておられる先生方に、私も言っているんですけども、よろしく願いいたします。

松本大臣官房参事官 今、委員長の御指摘にありましたように、20例というまとまった数でありますので、日本の検査のやり方等を英文で、かつまた20例につきましては、いいものにつきましては、図も付けて、国際的にレフリーのある雑誌に投稿していただくように、今、専門家の先生方と相談しているところでございます。できるだけ早く投稿していただくように、お願いしたいと思います。

材料の管理につきましては、平成15年に確認検査をやったところで、保管することで、一応取り決めております。ただ、保管状況がどうか、近々調査をやりまして確認しておきたいと思っております。

寺田委員長 是非、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

小泉委員 ちょっと教えてください。

ウエスタンプロットの結果なんですけど、4と6は10 μg brain equivalentということ、量的には一緒なんですか。equivalentとあれば、一緒なんですか。

松本大臣官房参事官 私も詳しいことよく存じませんが、多分一緒なんだろうと思います。

小泉委員 19例目の4と6は、ちょっと量的に違うような気がするんですけど、20例目の4と6は大体同じくらいなので、brain equivalentだと思うんですけど、19例目の4と6は感染量として、ちょっと添加量が一緒かどうかよく理解できないです。

松本大臣官房参事官 19例目の4と6のところ、特に6の方が非常に濃いということですか。

小泉委員 そうです。数値的には一緒ですけども、多いのではないかと思います。

松本大臣官房参事官 確認してみたいと思います。

小泉委員 済みません。

寺田委員長 ほかにございますか。

本間委員 先ほど委員長からサンプルのお話が出ましたけれども、例の21と23か月という検体は、今、何か残っているんでございますか。それとももう何もありませんか。

松本大臣官房参事官 増殖試験で使われている部分がありますけれども、今ここでお答

えするだけのものを持ち合わせておりませんので、調べまして、また次回にでも報告させていただきます。

寺田委員長 ほかにはございませんか。

毎回毎回同じことばかり聞いて申し訳なかったんですけども、とにかくきちっとしたことを後の人へとか、世界の人とか、日本の中でも学者の先生方に知らせるために、やはりどこかで是非書いたものを出して頂きたいと考えています。一応ありがたいことに事務局なんかの御努力で厚生労働省、農林水産省に出しました今回の答申とか中間とりまとめは、英語になおしてホームページに出しました。その場合でも、レフリーがある雑誌とか、専門家が見たきちっとした方法論とかが書いた形ではありませんので、やはりそういうことをきちっと書いておいた方が本当にいいと思います。本当に厚生労働省、あるの農林水産省には口やかましく言っていました。本日のこのぐらいのことを出していただければ、ペーパーにならない間は結構です。少なくとも、これもちゃんと記録を保存して置いておいていただければ、ありがたいと思います。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。どうも御苦勞様でした。

それでは、「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。

5月中に食の安全ダイヤルの方に寄せられた質問等の件数でございますけれども、全体で61件ということでございます。

食品安全委員会関係ということで、用語集とか季刊誌などの問い合わせもございましたけれども、その下に例月のように、FAQの形で用意してございますが、ホームページの関係で幾つか問い合わせがございました。

そちらの方に移らせていただきたいと思いますが、1ページ目の後段の方でございます。

まず、1つが意見交換会の結果というのが、ホームページのどこに掲載されているのか知りたいということでございました。ホームページに情報量がいっぱいあるんだけど、何かわかりづらかったということのようでございます。

答えの方は、意見交換会、委員会が主催したものについては、その結果を配布資料等公開しておりますということで、具体的なアドレスを示しまして、意見交換等というコーナーがあるわけでございますけれども、その中に開催実績をまとめて掲載しておるというアンサーを用意してございます。

2 番目に、いろんな各種資料でございますけれども、ホームページ上でそれを掲載する場合、PDF という形式でファイルを用意しまして、掲載しているケースが多いわけでございますけれども、そのファイルが時折見られないというケースがあるということで、お問い合わせをいただいております。

アンサーの方でございますけれども、委員会でのホームページで掲載されている PDF ファイルにつきましては、Acrobat Reader でいいますと、5.0 以上のバージョンのものでの閲覧を推奨しているということでございます。そういうことで、仮に正常に開けなかった場合には、利用の Acrobat Reader のバージョンをちょっと確かめていただければということをお答えとして用意してございます。

次の方に移らせていただきますけれども、3 番目でございますけれども、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入につきまして、委員会が意見を出したということですが、その関連で、その趣旨を教えてくださいといったような御指摘、御質問などもいただいております。

アンサーの方でございますけれども、食品衛生法等の一部を改正する法律によって、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物について、いわゆるポジティブリスト制度を平成 18 年 5 月までに導入することとなっておりますということで、厚生労働省で、この制度の導入に向けた検討がなされているということをお答えしてございます。

本制度は、適正に運営されれば、これまで以上に食品に残留する農薬等の管理の徹底が図られて、食品の安全性に貢献するものと考えておりますということで、食品の安全性確保の観点から、その運用が適正に図れるよう、4 月 28 日に厚生労働省に対して意見を述べることにしたということ、具体的にはということで、留意すべきと考える事項として、いわゆる暫定基準を設定すべき物質について、再点検することとか、あるいはその暫定基準については、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価計画を策定し、委員会の了承を得ることなどを指摘したところということで、詳しい内容については、ホームページを御覧いただきたいというものを用意してございます。

4 番目に、トランス脂肪酸の関連で幾つか質問がありましたけれども、その中でトランス脂肪酸は高温で生成されるということをお聞きしたのだけれども、具体的に何度ぐらいか、どれぐらいの温度で生成されるのかという御質問がございました。

アンサーの方でございますけれども、トランス脂肪酸につきましては、食品安全委員会では、科学的知見に基づく、ファクトシートということで、その内容につきまして作成、公表しております。

トランス脂肪酸とは何かとか、あるいはリスクに関する科学的知見とか、諸外国及び我が国における最近の状況とかといったものを説明しておるわけですが、その中でE F S Aが公表している意見書を説明しておりまして、その中でトランス脂肪酸は、油の高温加熱とか、植物油等の加工における水素添加、牛などの第一胃におけるバクテリアにより生成されると考えられるというふうな意見書を御紹介しております。

ただ、残念ながら、トランス脂肪酸が生成される具体的な油の加熱温度については、示されていないということで、委員会としましては、引き続きトランス脂肪酸の生成過程も含め、科学的知見の収集を行い、随時ファクトシートの改訂をしていくこととしておりますという趣旨のアンサーを用意してございます。

次に、5月6日に出示されました我が国におけるB S E対策に係る食品健康影響評価について、幾つか問い合わせがございました。そこで、ポイントをわかりやすく教えてくださいというクエスチョンを用意してございます。

アンサーの方でございませけれども、我が国におけるB S E対策の見直しについては、16年10月15日に4つの項目について評価要請を受け「プリオン専門調査会」において8回にわたって議論され、去る5月6日に「食品安全委員会」において最終的に評価結果をとりまとめましたということで、評価結果においては、と畜場におけるB S E検査対象月齢を見直す場合については、食肉の汚染度は、全頭検査をした場合と21か月齢以上を検査した場合、いずれにおいても無視できる、ないしは非常に低いと推定され、その結果から検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断されるとされたところですので、詳しい内容はホームページの方を御覧いただくとうありがたいというものを用意してございます。

最後に、先ほども御説明がございましたけれども、19頭目の発見等もございまして、その関連のお問い合わせもありましたので、これまでのものを少しリニューアルする形で、Q & Aを1つ用意してございます。

これまでに日本で確認されたB S E感染牛について、月齢、品種など、その概要を教えてくださいということで、これまで20頭が我が国において確認されておって、月齢については、18頭の48か月齢以上の牛と、21、23か月齢の牛が確認されておること。あと、品種については、すべてがホルスタイン系となっておりますというのを用意してございます。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問、あるいは御意見などございますでしょうか。よろしいですか。

次の機会で結構ですが、ポジティブリストのときには、やはりネガティブリストというのはどういうものかということを書いてあげたら、よりわかりやすいと思うんです。だから、ポジティブリストになったために、そこに書いてあるものしか使用できないという、ネガティブリストだったら、自由とは言いませんけれども、リストにのっていないものは使用できるということです。そこにとにかく多くのわからないものが使われている可能性がある。そういう状態があるんだということを書いておいてあげた方が、いいのではないかなと思いました。次のときで、本当に結構です。私が持ってきたときに、そう言うべきだったんですけども気が付かなかったものですからよろしくお願いします。

藤本勸告広報課長　そういう形で対応したいと思います。

一応、今回のものも一定の食品の流通を原則として禁止する制度ですという説明をしており、必ずしも十分伝わっていないかもしれませんが、趣旨はそのとおりでございます。寺田委員長　どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

全般を通じて、何かございますか。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」第98回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきましては、6月16日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、6月14日火曜日14時から、添加物専門調査会を公開で、同じく14日15時から、新開発食品専門調査会を公開で行います。15日水曜日14時から、農薬専門調査会を非公開で、16日木曜日10時から、企画専門調査会を公開で開催することを予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。